

弁護士会連携委員会規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第5号に基づく特命委員会として設置された弁護士会連携委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

（役割）

第2条 この委員会は、定款第46条第1項第5号に基づき設置された特命委員会として、定款第4条に定める目的を達成するため、産業保健を法的側面から推進し、産業保健にかかる法的問題をリファーできる専門家を増やすことを検討する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 弁護士会との協力及び連携に関すること
- 二 弁護士会との共同研究会に関すること
- 三 産業保健に係る裁判実務の調査に関すること

（組織）

第4条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運營業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。

（委員長）

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 一 第3条第1号に基づき、弁護士会との協力及び連携をすること
 - 二 第3条第2号に基づき、弁護士会との共同研究会を実施すること
 - 三 第3条第3号に基づき、産業保健に係る裁判実務の調査をすること
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は2021年12月25日より施行する。